

第3回熊本県子ども・子育て会議 議事録

1 日時 平成26年8月20日（水） 午後2時～午後4時

2 場所 県庁行政棟本館5階 審議会室

3 出席委員 11名（五十音順、敬称略）

大矢野隆嗣、清田明子、佐々木義博、小岱紫明、出川聖尚子、
永瀬義剛、平山英、前田千恵子、山並道枝、吉田道雄、
渡邊美紗子

（欠席：荒木泰臣、尾道幸子、柴田恒美、塚本美津代、前畑淳治）

4 傍聴者 1名、報道機関2社

5 会議次第

（1）開会

（2）挨拶

（3）議事

① 熊本県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について

② その他

（4）閉会

6 会議録

■ 開会

■ 健康福祉部長挨拶

■ 新委員3名の紹介。事務局から16名の委員のうち、過半数の出席により会議は有効に成立していることを報告。

■ 議事

（吉田会長）

まず議題（1）の熊本県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について、前回からかなり時間が空いているので、事務局の方からあらためて説明していただきたい。

（事務局）

●国、県、市町村におけるこれまでの経過と今後のスケジュールについて
（事務局から、資料1により説明）

●前回までの会議で了承いただいている計画の全体構成について
（事務局から、資料2により説明）

（吉田会長）

第3回熊本県子ども・子育て会議における県の計画策定における4つの論点を中心に事務局から説明していただきたい。

●県計画策定における論点について
(事務局から、資料3により説明)

(吉田会長)

資料3にまとめられているように、前回7つあった論点が、今回は4つにまとめられている。これには、委員の意見も入れた具体的な内容が示されている。いずれも相互に関連しているところもあることから、それぞれを順番に議論していくよりは、さまざまな御意見をお出しいただくことでその充実を図っていきたい。

(大矢野委員)

論点2の広域設定について。市町村から要請がない限りは、積極的に県は調整をしないということか。例えば、幼稚園において車で30分以内だと、かなり広域から1号認定の子ども達は来ているということになる。調整しなかったら逆におかしいことにならないか。1号認定と2号認定、2号認定3号認定だと、区域がだいぶ違うのではないか。1号認定だけでも県が積極的に関与して、広域設定するという考え方はないのか。

関連して、施設型給付で、福島あたりから来ている子どもたちの取扱いとか、出産等で帰って来ている子どもの取扱いはどういう形になるのか。少ない数ではないと思うが、現実的にそういった施設型給付の子ども達の取扱いは、個人給付なので各市町村に全部申請したりするのか。具体的にはそれはどういう形になるのか。

2番目は、例えば、外国籍であれば、今は私立学校だから授業料という形で払っているが、そういう子どもの取扱いに関しては、1号認定に関して一切何も想定されていないのか。

(事務局)

私学振興課です。1号認定の子どもさん、幼稚園に通っている子どもさんの実態を見ても、確かに市町村区域を越えて通っているという実態も多くある。

よって、今回たたき案として教育・保育提供区域で、市町村全域を1つの区域として設定する方向で検討中ということで資料を出しているが、1号認定について、果たして市町村区域だけでいいのかというのは、今後九州各県の設定状況も参考にしながら、また市町村の意向調査の分析や、計画案等も参考にしながら、今後更に検討を進めていきたい。そういった意味で、今の御意見は参考にさせていただきたい。

(出川委員)

2点程あります。論点1の2ページの基本的視点の中に「子どもの視点に立った支援」というのがありますが、この子どもの視点というところに、守られる存在としての子どももあるが、自立した存在の市民としての子どもという視点での計画、事業なども必要ではないか。例えば、子どもが何かに参加するといった部分も入れるといいのではないか。

また、4ページ目の教育・保育施設の需給調整のところ。この図では関係ないかもしれないが、定員は100名などという施設もあるが、3、4、5歳児が足りないというのではなくて、実際には0、1、2歳児が足りなかつたりするわけで、そういうところを調整していかないと、定員全体でみると足りているが、本当は足りないのが0歳児ということになる。必要な年齢の保育の供給をしていくことを、県としても市町村に指導していかないといけない。その点についてはどのように考えておられるのか。

(事務局)

2点目の定員の設定について。ひっくるめて需要と供給の全体の数を載せているが、実際の定員を設定する場合には、1号、2号、3号毎に設定をすることになる。3号が足りないという場合はそれを想定しながら、ニーズに基づいた利用定員と認可定員を設定していくということになる。

先ほどの大矢野委員の御質問について補足をすると、論点2の設定区域の話だが、子ども達が通園する範囲というより、認可・認定の際に需給調整の単位とするための区域。例えば、区域設定を市町村毎にした場合でも、よその市町村の園に行きたい場合、何か県が調整しないと入園できないということではない。需要と供給のバランスをみるための区域の設定を、2、3号については市町村で考えていけばいいのではないかとこのことを、ここでは示させていただいた。1号については先ほど、私学振興課の方でお答えいただいた。

(清田委員)

例えば、出産で里帰りしている子どもさんを数カ月預かるとか、うちもフランスから里帰りしているフランス人の子どもを1カ月預かるとか、北海道、福島からの子どもを預かるとかあるかもしれないが、それについて私なりに解釈したことについて意見を言わせてほしい。

今、1号、2号になっていないので、自由契約の一時預かり保育、善意の受入れとして、定員も問題を損ねない程度で地域子育て支援という解釈の上に立ち、保育料は園独自の区分を持ってやってきた。これは何年かに数回の話なのだが、いわゆる日本全国の子どもを等しくといったときに、その子がよその県の1号の認定書を持ってきた場合は、問題なく受入れが可能だと解釈している。

(大矢野委員)

具体的にその子達の施設型給付費というものが、実際は事務の問題になるかと思うのだが、それを例えば北海道にやらなきゃいけないという園の事務も大変なものになる。こういったケースはどこかの園に必ずいる。それが短期間であったり、海外であったり。そういった場合どうするのかをお尋ねしたところ。

(事務局)

今、清田委員にご意見いただいた部分だが、いずれかの市町村で1号、2号、3号の認定を受けた子どもさんは全国共通の認定になるため、清田委員のお見込みのとおりになる。海外からの一時帰国等については、国内に住民票がない場合は、認定が受けられないため、そこに関しては自由契約になると考える。

(小岱委員)

論点1事務局素案の新計画1番の「子どもの視点に立った支援」では、「子どもの生存と発達が保障されるよう良質、適切、公平な支援を行う」とされており、子どもの健やかな発達を保障するというふうに解釈するわけだが、保育園で子どもの育ちを保障するとき、それを阻害しているのが、メディア関係の弊害。食の問題、遊ぶ自然体験、そして、メディアの弊害があちこちで問題になっており、ほったらかしておいたらまともに子どもが育たない状況になっている。かえって、田舎の過疎地の方が、メディアで遊ぶ、ゲームで遊ぶことが増えていると聞く。そういうことで、その辺の視点をどこか文言に入れてもらえたらと思う。これからますますメディアの弊害は増えていく。難しい

問題もあるかと思うが、その辺を少し考慮してほしい。

それから、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」だが、この辺もかなり多様化してきている。家族も一概に言えないが、ワンパターンの家族ではなく多様化している。子育て支援においてもまさに多様性がキーワードになってきているのかなと思う。

(吉田会長)

最近では、公園で子どもを遊ばせて、母親がスマートフォンに熱中しているといった現実もある。家庭の課題としての子育てだけではなく、学校教育とも連携した総合的なアプローチが必要だと思う。こうした問題に対する意見や指摘があったことが重要だ。

ところで、2ページの事務局素案新計画4番に「希望する人が、結婚し子どもを生み育てることができる社会を実現するため・・・」とある。この「希望する人が」の表現が気になる。もう少し言い回しを工夫した方がいいと思う。

(山並委員)

子ども・子育て支援法の第1条の目的、次世代育成支援法の第1条の目的を包括する認可外保育園に2,500人の子ども達が来ている。

今度の新システムで地域型の保育給付の3号認定や、家庭的保育事業、小規模保育事業のところでは救われるが、20人以上の0歳から年長さんがいるこれまでどおりの保育の形態の中で保育される子ども達については、手を挙げれば認可移行が可能だといわれているが、先ほどの需要供給のバランスや、様々な最低基準にのる方向でいくととても難しい。

熊本市で認可外から認可への移行が決定したところがあるが、その他手を挙げたところもそう簡単にはできないという実態がある。今、認可外の子ども達のうち20人以上の子どもがいるところについての施策がすっぽり抜けている。全国的に見てもそうだと思うが、そこを県、市の保育行政でこの新しい制度のどこかに引っかけて救う、子ども一人ひとりについての補助金が平等に出るよう何か施策を講じてもらわないと、認可外保育所は存続できない窮地に追い込まれている。

そういう実態があるが、実際に少子化対策に寄与しているのは、きめ細かく子育ての支援をしているところ。そういう認可外保育所もたくさん存在しているので、そこができなくなったら待機児童がものすごく増える。施策を何とかお願いできないかと思う。

(事務局)

認可外保育施設の問題は、いろいろ御意見を頂いている。認可外保育施設も実態として、認可の基準を満たしていない場合もあるだろうし、独自の保育方針でやりたいという意向で認可外を選択されているところもあるだろうし、いろいろ実情があると思っている。

そういった中で、待機児童が発生している、特に熊本市とかその周辺部などにおいては、認可外の施設でも一定の保育需要を受け止めていただいている。そういった実態を踏まえて、市町村が独自の支援を行っているというケースもある。ただやはり、単県でそういったものをやっていくとなると、大きな財源が必要になってくる。これは、全国的な問題として、制度の中でやっていかないと、なかなか解決が図られないと思う。

そう考えたときに、今お話があったように、20人未満であれば小規模保育というような選択肢があるということと、もう1つは、一定の保育の需要を受け止めていただいているということをして市町村が認識して、市町村の計画の中で、是非、それを織り込んでもらう、そしてこの新制度に乗っかっていくということをお願いしたい。単県で解決す

るのはなかなか難しい問題と思うので、あくまでも新制度は市町村の計画がベースになっていくので、是非、市町村としっかりと協議を行っていただきたい。

(佐々木委員)

今回の論点は「教育・保育等の推進」、これがメインで論点として議論されているようだが、それは一番計画の中で作りにくいというか、聖域の部分だからだろうと思う。

論点1の1ページの下の方の部分。「安心して子どもを産み育てることができる地域社会」のところ。私は労働組合だから、働く者の立場としてワーク・ライフ・バランスの話とか、経営者の方もおられるので、経営者側からすれば、いかに制度として皆さんが子どもを産んで育てやすくするかというところ。こういう社会的環境をどこで議論するのかと疑問に思った。今回の論点には入っていないが、全体の中では第3章「子ども・子育て支援に関する様々な施策」の中で、「職業生活と家庭生活の両立への支援」とあるが、この議論はどのような形で今回の計画の中に盛り込まれていくのか。

今日、関係各課の方が来ておられるが、こういった点の連携、スケジュール、社会的環境の部分についての議論の場というのが、今後この会議の場であるのかお尋ねしたい。

(事務局)

御指摘のように、今回は県計画第1章のところが議論の中心になっている。今後のスケジュールとして、あと2回会議をする予定だが、次回の会議では、庁内関係各課が関係する事業について次の会議までの間にやり取りをして、ワーク・ライブ・バランスを含めた第2、3章の部分について、具体的な事業等を載せて御提示できればと考えている。

(吉田会長)

支援計画は、法律に基づいて進められているので、全国的にもそれほどユニークなアイデアは出にくいだろう。その結果として、基本的には似たようなものになると思う。

そうした中で熊本県の計画の中に独自性を強調するには今の意見なども含めて考えていくといい。そうした点で、知恵を出していただければと思う。

(平山委員)

子どもの少子化、これが国の課題になっていることは御存知のとおりで、しかも決定的な解決策が何も見出されていない状況の中で、実際現場ではどうやって子ども達を育てていくんだと、このあたりの解決策がきちんと明示されないとなかなか根本的な解決には繋がらないのではないかと常に感じている。

そういう意味でもっと手前のところに戻って、根本的な教育論とかが必要になってくるのではないかと思う。

(大矢野委員)

ひとつの意見だが、支援計画たたき台（未定稿）の12ページ中の「仕事と子育ての両立」のなかの数字。確かにここに書いてあるとおりだが、中京大の松田教授だったと思うが、未就学・小学生がいる保護者の希望する働き方で、フルタイムで働きたいのは1割ぐらいしかないというデータもある。実際、6割ぐらいの保護者は短時間のいわゆる103万円の壁以内でしか働きたくないと思っている。松田教授の資料は是非参考にしてほしい。表に出ている数字と保護者の意識は少し違うのではないかと思う。

(永瀬委員)

論点4の検討内容の2(1)「県計画で定める数」について。(2)動向も含めてだが、5年間に認定こども園への移行を検討している保育所が13.7%、幼稚園が64.7%と書いてある。これは需要と供給からいくと、適正と捉えているのか。

またこれは決定ということではないと思うが、そうなればこの数が減る可能性がある。もうすでに需要と供給のバランスが完全に合わない想定されている地域も考えられると思うが、そういったところにはどういった策を打っていかうとか、具体的に何かあるのか。

(事務局)

まず意向調査結果の内容について。おっしゃるとおり、希望するとか移行したいといった内容も含まれているため、完全にこの数字がH27以降に認定こども園に移行するというわけではなく、現時点、7月にとりまとめた結果という形になっている。この後考え方を変えて、やはりまだ先に移行したい、いや準備が整ったので移行するといったところも出てくるかも知れない。改めてまた10月、11月あたりに最終的な意向確認調査をして数字の精度を上げていきたいと考えている。

需給バランスについては、市町村の計画の中で、今現在だと、ニーズ調査をしてこのくらい必要ではないかというところを市町村が出している。それに基づきどれだけ県で対応できるかどうか、新しい地域型の事業もあるので、そういったものでどうやって対応していくかというのは、今、ちょうど市町村で作っているところ。H26年度末には、均衡が取れた計画が仕上がるかなと思う。それ以降、宅地開発だとか、色んな人口流動等があるので、変わってくる部分については、各市町村にもこのような会議があるので、その中で数の見直しをしていく、それに伴って県も見直しをしていくという形になると考えている。

(永瀬委員)

先日、秋田県で開催されたPTA全国大会に行ってきた。美郷町というところでは、公立幼稚園があったところが、すべてこども園になった。公立のこども園でどういう取り組みをしているかVTRが作ってあり、公立の幼稚園でもこんなことをやっているんだとすごく感じたところだった。

熊本の場合は、こども園が非常に少ない。私立の方だけに全部を投げてないかというふうに取れてしまった。全国から参加している幼稚園の中には、すでにこども園化しているとか、こども園に向けてもう動いている公立がある中で、もう少し県全体として考えていかないと、私立だけに負担がいくことにならないかと感じた次第。

国公立の幼稚園には、保育園と変わらないくらい時間預かりしているところが熊本にもある。是非そういうところにも、話を伺ってもらい検討してほしい。

(吉田会長)

そもそも関係する各施設に、法律改正も含めて、正確な理解が得られているのか。その内容が正しく受け止められずに、推測で「どうするか」を判断していることはないか。本件に限らず、世の中では、うわさのような正確でない情報をもとに意思決定が行われることがある。こうした中で、事実を共通に理解できるようなメッセージを送り続ける必要がある。これは、子ども・子育て会議の検討事項として幅が広がり過ぎるかと思うが、この時点で重要なことだと思う。そもそもあいまいな前提で手を挙げる、挙げないといったことになっては意味がない。

(前田委員)

私は学童保育の放課後健全育成事業が専門。結局、保育園、幼稚園で生活された子ども達が学童保育にくるということなので、本当にしっかりと考えてほしいと思う。

学童保育も省令が出て、いろんな基準をそれぞれの市町村が決めることになった。色々と細かい基準が出てくると思うが、その中で放課後子どもプランが変わり、放課後児童クラブと子ども教室の一体化、一元化という話ができている。

私たちはそれを是非やめてほしいと県の方にもずっと言い続けているが、厚労省がまた上手に言ってきて、一体型に関する会議が開催されたということなので、それを今日伺いたいと思っている。

今、うちのクラブは合志市にあるが、とても学童数が多い。うちは4つ目が今年できるが、それでも定員が概ね40名となっているが、4つになっても60名ぐらいになる。そういうところを合志市の方と交渉していこうと思っているところ。

(事務局)

放課後子ども総合プランについては、もともと、国の新たな成長戦略の中で、放課後児童クラブの受け皿を30万人拡大、1万箇所以上を放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型とすることなどを国が目標として挙げてきているもの。

先週、説明会があったところで、内容については、今後、教育庁と福祉部局の方で協議、検討していくことになる。教育庁との連携というところからいうと、放課後児童クラブをできるだけ、小学校の学内で行うということも国の意向として出されている。

市町村において、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型についての目標事業量や小学校の余裕教室をどれぐらい活用していくのか等も計画に載せるようにということになっている。

これまでも市町村、県ともに計画策定を進めているが、更に新たなものが出てきたということでこれに対応していくことになると思う。

ただ、前田委員の発言でもあるように、もともと放課後児童クラブと放課後子ども教室というのは別のもの。放課後児童クラブの場合には、ほぼ毎日、例えば夏休みであれば、朝から夕方まで保育という形で預かっている。放課後子ども教室は、地域のボランティアの方などがされる学習の機会やいろいろな活動に参加するというので、例えば平日に1、2日なので、そこを一体化というイメージがわきにくいところだが、いい意味で連携していければと考える。

例えば放課後児童クラブの子どもが、放課後子ども教室があっているときに、その体験型のものに参加できるという部分での連携とか、国の方がいくつかのモデルを示している。

(渡邊委員)

保護者会の会長を今年初めてすることになり、その時にこの新制度が来年度からということを知った。少しは新聞で見えていたが、あまり実感として持っていなかった。今回初めて参加したが、本当に周知徹底していないが、今話を聞いていて、まだ計画なので、具体的なところが保護者に伝えられていない、知らされない状況だと感じた。

国のスケジュールをみていくと、やっと価格が決まったというところで、これからも来年の4月に向けてきゅうきゅうで進めるという感じ。結局、保護者が内容を十分知らないまま新制度を利用していくという状況になるのかなと感じた。

私は合志市だが、この間、認可園の園長先生主催で保護者会役員の勉強会を2度開い

た。その時に保護者会会長を初めてされる方はこの制度を初めて知ったと言っていた。自分がまず何号認定の保護者になるのかとか、区分けがされることを全く知らない。保育料の問題が保護者としては一番切実だが、保育料が大幅に上がるかもしれない区分も出て来るのではという話があった。その辺を保護者として敏感に感じ取られた方もおり、各園に持ち帰って勉強会をしようという形で終わった。保育料に関しては、保護者として色々と考えて取組みをしていかなければいけないと感じた。

合志市はこういった形で園長先生が話をしてくれたので、大丈夫だが、私は（別の）市に勤めているので、職場の方に聞くと「新制度って何？」という感じで、全く知らない状況。市町村単位で広報に開きがある。もっと保護者も関わっていけるようになるとういと思う。

（吉田会長）

子どもの視点だけでなく、保護者の視点に立つべきだとの指摘だと思う。この点に関しては広報等にも関わるが、現状はどうだろうか。

（事務局）

渡邊委員が発言されたことが実態だと思う。もちろん、国もこの制度を組み立てている主体として、ホームページとかリーフレットを作成したりしている。県では県のホームページのなかでこの制度概要を掲載したり、県政番組でできるだけ周知していきたいと考えている。特に保護者の方にはいろんな手続をどうしたらいいか、保育料がいくらになるのか、そういった身近なところを伝えていかなければならないと考えている。

資料1スケジュールで説明させていただいたが、今、市町村においても、計画の数字の積み上げがだいたいできてきているような状況。これから秋口には申請の受付もでてくるかと思うが、それらに間に合うように市町村の方でも内容を決定していくと思う。市町村が決定すれば、市町村の広報誌などでも知らせていただくように、市町村と県とで役割分担をしながら広報していこうとしているので、これから具体的にお知らせすることができるよう市町村と一緒に取り組んでいきたい。

（清田委員）

私も幼保連携型で矛盾と複雑怪奇な流れに翻弄された2か月だったと感じている。また、公立幼稚園や保育園の今後について、公立の先生たちと話したことがあった。それから税金を使っている点について、この子ども・子育て支援の真の目的は、「子どもの視点に立つ」、「子どもの最善の利益」ということが言われているが、本来的に日本という国がどういう「子ども観」をもって保育・教育をやっていくのか、ヨーロッパ、アメリカ、色々な国の色々な動きがあると思うが、それに鑑みて、子どもの側に立って、今後どのような、政治的な、あるいは政策的な一元化を求めていくのか、あるいは「子ども省」みたいなものを作るのかという議論の流れの中から出てきたことだったと思う。それで、子どもや大人が生きやすい社会とはどんなものかというのが、基本のどこかにあるのだと思う。

最後に確認。幼保連携型認定こども園に移行したいという熊本市の幼稚園があったとすると、今現在は熊本県が認可するのか。それともH27年度からは熊本市が認可なのか。今年度に限って認可認定をどう進めていくのか。

同時に、入園決定というものは、市立幼稚園、保育園はもう既に今までのやり方ということになっているが、幼稚園の場合は11月決定という流れを考えたときに、認可外の場合には、各園の独自性に基づいてやっているが、それぞれの保育料は公定価格が反映

するような努力を国や県がしてくれるといいなと思った。

いずれにしても、子どもの側、親の立場に立って考えたならば、定員を超えていなければ、どこかの園に入りたいという意向を親が示し、その時点において、認定1号は当然できる。2号も道義的にはできる。認定のイメージ図の中、国が示した1月15日付けの資料から変わっていない。同時並行で認定ができるという文書も出ている。それにもかかわらず熊本市は入園決定が結局2月ぐらいになるだろうと言う。

そうすると、親はこの園に行きたいと言っているけど、入れるのだろうかという問題がでてくる。論点4の6ページ「認定こども園の普及に関する基本的な考え方」に書いてあるいくつかの事柄は現実には、末端のところですごい影響を与える。

そういうわけで、どこかで取りまとめるという方向を出さないと難しい。熊本市の動向は他の市町村に影響を与える。是非、県と熊本市で話している内容は情報公開していただくありがたい。

(事務局)

幼保連携型認定こども園の認可の件。今年度中は、熊本市に所在する園については、熊本県が認可することになり、H27年4月1日以降、新年度にやろうとするところは政令市である熊本市になる。入園決定はおそらく2月ぐらいということになるだろうと思う。

(大矢野委員)

各園にも説明責任があるのだが、保育所の方は現行どおりということで、多分ほとんど現時点では。幼稚園の方もこちらでアンケートをとると、6割~7割ぐらいは現状どおり。理由は多分説明できないからだと思う。家庭も大変困っているが、公定価格も仮単価しかでていないし、まして応能負担額は就園奨励費の階層区分になるだろうということで、25,700円で一応決まるということになっている。

各園もそれぞれの保護者に説明をしなくてはならないが、幼稚園全体の立場から言ったら、みんな困っていて、だから逆に本年度は動かないという選択をしている園も結構多いみたいだ。

保護者はずいぶん不安に思っているのは事実。認定の手續にしても具体的な形で、どういう認定を進めるのか、幼稚園は8月に来年度の募集が新聞に出たと思うが、10月、11月1日には入園募集開始。その段階で保育料、従来型の園はそのままで行くが、新しく変わるところに関しては、新たな保育料の設定なり、こちらで設定できるわけではないので、そこまで決めないと説明できない。県も一緒かと思うが、非常に困った状態というのが本音。

(事務局)

園児募集に際しての利用者負担の部分だが、国の方からは、基準額は示されている。ただおそらく園児募集が始まる11月まではそこは固まらないと思われる。国から話があるのは、若干の動きはあることを踏まえたところで園児募集を行ってほしいということ。利用者側にとっては不利になるのかといった不安が出てくるとと思われる。

(吉田会長)

今日は5名の委員が御欠席されているが、提出されている意見を紹介していただきたい。

(事務局)

「委員提出意見」と書いてある資料。本日御欠席の委員のうち、塚本委員からの御意見。

まず1点目。特に認定こども園の認可に当たっては、需給バランスを考えてほしいという御意見。先ほどの論点4のところでお説明したとおり、需給ギャップがこれ以上拡大することがないように、例えば、現在の認可定員を上限として設定したりするかそういうことを考えている。

それから、国のFAQ(よくある質問)のなかに、似たような回答があるので、紹介すると、供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、認可・認定を行えるように県で定める数というものを定めておく必要があるとしているが、その場合でも需給バランスは考慮すべき要素であり、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めるものではない。例えば幼稚園から移行する場合、預かり保育との組み合わせによって幼稚園を利用している共働き家庭の子ども数をひとつの目安として利用定員を設定することも考えられる。こういったことが示されている。いずれにせよ、その地域、地区、区域の需給バランスを踏まえて県計画で定める数を定めて認可していくことになろうかと思う。

それから御意見の2点目。将来の人口動態予測を踏まえて計画を策定してほしい。3点目が評価会議を定期的に開催し、県計画を適宜修正してほしいという御意見。

まず、計画の策定に当たっては、当然、人口動態予測や保育ニーズの見直しなどを踏まえて策定していくこととする。また、県計画は毎年度、子ども・子育て会議において、実施状況について、点検、評価し、これに基づいて必要な措置を講じることとしている。

それから、4点目の保護者に対して新制度についての説明する機会を設けるよう県から働きかけてほしいという意見。これは先程渡邊委員から同旨の御意見あったため、重複するため、回答は省略させていただく。

それから5点目は、保育所がこれまで果たしてきた役割や機能を踏まえて県計画を策定してほしいという御意見。それぞれの施設が果たしてきた役割を十分認識して計画を策定していきたい。

(吉田会長)

今日、時間の制約もあって、意見が言えなかったり、今後、大事だと感じたりしたことがあれば、お手元の意見等送付様式に書いて送付していただきたい。それによって、県からの回答が得られたり、委員の意見として取り入れることができる。

本日のまとめとして、お出しいただいた意見等も踏まえながらさらに修正等を加えていくことで御了解いただいでよろしいか。

(各委員) 意義なし。

(吉田委員)

議題として(2)その他があるが、これに関して何かあるか。

(事務局)

- 幼保連携型認定こども園の認可基準条例の制定等について
(事務局から資料4、資料5により説明)

(吉田会長)

清田委員が発言されたことは大事なことだと思う。どういう日本を創るのかという、基本的なところを明確にして、そのうえで様々なことを考えていく。今回の制度改革でもこの点は何より重要なことだ。それでは会議は終わるが、御意見等があれば、別途お送りいただきたい。御協力に感謝する。

(事務局)

吉田会長、委員の皆さまの貴重な御意見に感謝申し上げます。本日皆さま方からいただいた御意見に配慮しながら、県計画の策定や新制度施行に向けた準備を進めて参りたい。また何か御意見、御質問があれば、事務局の方まで御送付をお願いしたい。

次回の子ども・子育て会議は、10月～11月頃を予定している。